

平成30年6月28日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第24号 臨時代理の承認を求ることについて
議第25号 草津市教育委員会の所管に属する職員の退職発令につき議決を
求ることについて
議第26号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求ることにつ
いて
議第27号 草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部を改正する規則
案
議第28号 草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求ることにつ
いて
議第29号 草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求ることについて
議第30号 草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求ることに
ついて
議第31号 草津市歴史文化基本構想の策定について草津市歴史文化基本構
想策定委員会に対し諮問するにつき議決を求ることについて

議第24号

臨時代理の承認を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求めるについて

本教育委員会は、所属職員の退職発令を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の所管に属する職員の退職発令について

草津市教育委員会の所管に属する職員の退職発令を行うに当たり、教育委員会の會議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

1 願により職を免ずる者

事務職員 中村 順之

2 発令日

平成30年6月1日

平成30年6月1日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

議第25号

草津市教育委員会の所管に属する職員の退職発令につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会の所管に属する職員の退職発令につき議決を求める
ことについて

次の者から退職願が提出されたので、退職発令することにつき本委員会の議決を求める。

記

1 願により職を免ずる者

事務職員 三矢 和利

2 発令日

平成30年6月30日

議第26号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めるについて

次の者を、草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、草津市通学区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
その他教育委員会が必要と認め る者	竹村 勇	志津まちづくり協議会 会長
その他教育委員会が必要と認め る者	佐々木 奉 昭	志津南学区まちづくり協議会 副会長
その他教育委員会が必要と認め る者	奥村 弘 美	草津学区ひと・まちいきいき協議会 監査
その他教育委員会が必要と認め る者	中谷 緑 郎	矢倉学区未来のまち協議会 会長
その他教育委員会が必要と認め る者	小川 光 広	老上学区まちづくり協議会 理事
その他教育委員会が必要と認め る者	今井 修	笠縫東学区まちづくり協議会 副会長
その他教育委員会が必要と認め る者	安井 正一	人と地域が輝く常盤協議会 会長

任期 平成30年7月1日～平成30年12月26日

（今回委嘱する委員の任期は、前任委員の残任期間）

○草津市通学区域審議会設置条例

昭和47年7月19日

条例第24号

改正 昭和54年7月16日条例第18号

平成28年12月20日条例第48号

(設置)

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期すため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

(委員)

第3条 審議会は、委員25人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校長会および草津市園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員等)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を委嘱することができる。

- 2 審議会は、教育委員会その他の執行機関の長に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和54年7月16日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年12月20日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行に伴い、この条例による改正後の草津市通学区域審議会設置条例第3条第2項の規定により新たに委嘱し、または任命する審議会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年12月26日までとする。

議第27号

草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部を改正する規則

草津市立草津クレアホール条例施行規則(平成26年草津市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改める。

第4条第1項第2号中「和室、練習室およびリハーサル室」を「和室、練習室、リハーサル室および活動室」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第4条第1項関係)

草津市立草津クレアホール使用許可申請書				
許可No. _____ 年 月 日				
様				
使用団体名 住 所 責任者氏名 電話番号				
草津市立草津クレアホール条例施行規則第4条第1項により使用の許可を申請します。				
使 用 日	年 月 日()			
使 用 施 設	使 用 時 間	※施設使用料	※備 考	
ホ ー ル	時 分 から 時 分 まで	円		
リハーサル室	時 分 から 時 分 まで			
練 習 室 1	時 分 から 時 分 まで			
練 習 室 2	時 分 から 時 分 まで			
和 室	時 分 から 時 分 まで			
展 示 ホ ー ル	時 分 から 時 分 まで			
活 動 室	時 分 から 時 分 まで			
合 計		円		
使 用 目 的	目的 内容			
催し物の名称				
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円	使用人数
※欄は、記入しないでください				

様式第2号（第4条第3項関係）

草津市立草津クレアホール使用許可書

許可No.

年 月 日

使用団体名

住 所

責任者氏名

印

印

次のとおり許可します。

使 用 日	年 月 日 ()				
使 用 施 設	使 用 時 間	※施設使用料	※備 考		
ホ ー ル	時 分から 時 分まで	円			
リハーサル室	時 分から 時 分まで				
練習室 1	時 分から 時 分まで				
練習室 2	時 分から 時 分まで				
和 室	時 分から 時 分まで				
展示ホール	時 分から 時 分まで				
活 動 室	時 分から 時 分まで				
合 計		円			
使 用 目 的	目的 内容				
催し物の名称					
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円	使 用 人 数	人
特 記 事 項					

1 使用許可の取消し等

- ・次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。
 - ① 条例またはこの条例に基づく規則に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。
 - ② 許可の条件に違反したとき。
 - ③ 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
 - ④ その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。
 - ⑤ 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
 - ⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

2 使用料の返還

- ・次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。
 - ① 天災、地変等により施設を使用できないとき。 全額
 - ② クレアホールの管理上の都合により施設を使用できないとき。 全額
 - ③ 条例第6条の規定によりホール、リハーサル室およびこれらと同時に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額
 - ④ 条例第6条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 7割相当額
 - ⑤ 条例第6条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額
 - ⑥ 市長が特に還付する必要があると認めるとき。 市長が定める額

3 損害賠償

- ① 使用者は、使用に際し、クレアホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
- ② 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負いません。

草津市立草津クレアホール条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則（案）	旧規則
<p>第1条～第3条 (略) (使用許可申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の申請書の提出期間は、次に掲げる施設については、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>和室、練習室、リハーサル室および活動室</u> 使用日の6月前の日から 使用日の3日前の日まで</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (使用許可申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の申請書の提出期間は、次に掲げる施設については、当該各号に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>和室、練習室およびリハーサル室</u> 使用日の6月前の日から使用日の 3日前の日まで</p> <p>3 (略)</p> <p>第5条～第10条 (略)</p>

新規則（案）

旧規則

別記様式第1号（第4条第1項関係）

草津市立草津クリアホール使用許可申請書

許可番
年月日

様

使用団体名

住所

責任者氏名

電話番号

草津市立草津クリアホール条例施行規則第4条第1項により使用の許可を申請します。

使用日	年月日()	使用施設	使用時間	※施設使用料	※備考
ホー ル	時 分から 時 分まで			円	
リハーサル室	時 分から 時 分まで				
練習室1	時 分から 時 分まで				
練習室2	時 分から 時 分まで				
和室	時 分から 時 分まで				
展示ホール	時 分から 時 分まで				
活動室	時 分から 時 分まで				
合計				円	
使用目的	目的 内容				
借し物の名称					
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円	使用人数	人

※欄は、記入しないでください

別記様式第1号（第4条第1項関係）

草津市立草津クリアホール使用許可申請書

許可番
年月日

様

使用団体名

住所

責任者氏名

電話番号

草津市立草津クリアホール条例施行規則第4条第1項により使用の許可を申請します。

使用日	年月日()	使用施設	使用時間	※施設使用料	※備考
ホー ル	時 分から 時 分まで			円	
リハーサル室	時 分から 時 分まで				
練習室1	時 分から 時 分まで				
練習室2	時 分から 時 分まで				
和室	時 分から 時 分まで				
展示ホール	時 分から 時 分まで				
合計				円	
使用目的	目的 内容				
借し物の名称					
入場料等の有無	有・無	左欄の金額	円	使用人数	人

※欄は、記入しないでください

新規則(案)

旧規則

特式第2号(第4条第3項関係)
・草津市立芝生クリアホール使用許可書

注記欄
年月日

使用団体名
住所
責任者氏名

印

次のとおり許可します。

使 用 日	使 用 施 設	使 用 時 間	使 用 施設使用料	差 檢	考
平 一 ル	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで	円		
リハーサル室	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで			
練習室 1	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで			
練習室 2	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで			
和室	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで			
展示ホール	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで			
接客室	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで			
合 計			円		

使 用 目 的	日 時	内 容
借し物の名称		
入場料等の高額	有・無	左欄の金額
特記事項	円	使用人数
	人	

特式第2号(第4条第3項関係)
・草津市立芝生クリアホール使用許可書

注記欄
年月日

使用団体名
住所
責任者氏名

印

次のとおり許可します。

使 用 日	使 用 施 設	使 用 時 間	使 用 施設使用料	差 檢	考
平 一 ル	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで	円		
リハーサル室	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで			
練習室 1	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで			
練習室 2	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで			
和室	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで			
展示ホール	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで			
接客室	呼 分から 呼 分まで	時 分から 時 分まで			
合 計			円		

使 用 目 的	日 時	内 容
借し物の名称		
入場料等の高額	有・無	左欄の金額
特記事項	円	使用人数
	人	

新規則（案）

- 1 使用許可の取消し等
① 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができます。
① 痕跡またはこの条例に基づく規則に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。
② 許可の条件に違反したとき。
③ 倒りその他不正の手段により許可を受けたとき。
④ その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。
⑤ 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- 2 使用料の返還
① 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。
① 天災、地震等により施設を使用できないとき。 全額
② クレアホールの管理上の都合により施設を使用できないとき。 全額
③ 痕跡第5条の規定によりホール、リハーサル室およびこれらと同時に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額
④ 痕跡第5条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 7割相当額
⑤ 痕跡第5条の規定により和室、練習室、展示ホールおよび活動室の使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額
⑥ 市長が特に返付する必要があると認めるとき。 市長が定める額
- 3 損害賠償
① 使用者は、使用に際し、クレアホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
② 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負いません。

旧規則

- 1 使用許可の取消し等
① 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することができます。
① 痕跡またはこの条例に基づく規則に違反して使用しようとしたとき、または使用したとき。
② 許可の条件に違反したとき。
③ 倒りその他不正の手段により許可を受けたとき。
④ その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。
⑤ 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
⑥ 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- 2 使用料の返還
① 次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。
① 天災、地震等により施設を使用できないとき。 全額
② クレアホールの管理上の都合により施設を使用できないとき。 全額
③ 痕跡第5条の規定によりホール、リハーサル室およびこれらと同時に使用する施設の使用を許可された者が、使用日の3月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額
④ 痕跡第5条の規定により和室、練習室、展示ホールの使用を許可された者が、使用日の2月前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 7割相当額
⑤ 痕跡第5条の規定により和室、練習室、展示ホールの使用を許可された者が、使用日の2月前の日の翌日から7日前までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき。 5割相当額
⑥ 市長が特に返付する必要があると認めるとき。 市長が定める額
- 3 損害賠償
① 使用者は、使用に際し、クレアホールの設備等を汚損し、破損し、または滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
② 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負いません。

付 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する

議第28号

草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市文化振興審議会委員の委嘱につき議決を求ることについて

次の者を、草津市文化振興審議会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	木下 達文	京都橘大学
学識経験を有する者	辻 喜代治	成安造形大学
学識経験を有する者	中川 幾郎	帝塚山大学
関係する団体から選出された者	我孫子 卓哉	草津市21世紀文化芸術推進協議会
関係する団体から選出された者	五十川 伸矢	草津市文化財保護審議会
関係する団体から選出された者	伊庭 靖二	草津市教科等部会別研修団工・美術部会
関係する団体から選出された者	梅山 克啓	草津商工会議所
関係する団体から選出された者	澤 孝子	(公財) 草津市コミュニティ事業団
関係する団体から選出された者	田端 一恵	社会福祉法人グロー
関係する団体から選出された者	津屋 美未	滋賀次世代文化芸術センター
関係する団体から選出された者	中嶋 裕恵	えふえむ草津
関係する団体から選出された者	中村 徹	草津市21世紀文化芸術推進協議会
公募市民	綾 牧生	
公募市民	石田 はま子	
公募市民	田中 修三	

任期 平成30年7月5日から平成32年7月4日まで

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。）別表第2に掲げる教育委員会の附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
(略)	(略)	(略)
草津市文化振興審議会	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する団体から選出された者 (3) 公募市民 (4) その他教育委員会が必要と認める者	教育委員会事務局 生涯学習課
(略)	(略)	(略)

議第29号

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求ることについて
 次の者を、草津市社会教育委員設置条例(昭和37年草津市条例第16号)第2条の規定により、草津市社会教育委員を委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学校教育の関係者	伊庭 靖二	校長会から選出（新堂中学校）
社会教育の関係者	浜田 明美	市21世紀文化芸術推進協議会（市合唱連盟）
社会教育の関係者	北川 千津子	市ボランティア連絡協議会
社会教育の関係者	飯田 章一	市青少年育成市民会議
社会教育の関係者	石本 恵津子	くさつパールプロジェクトチーム
社会教育の関係者	鈴木 登	市人権擁護委員会
社会教育の関係者	小寺 實	市災害ボランティアコーディネーター会
社会教育の関係者	木村 信愛	まちづくり協議会
社会教育の関係者	山本 正行	ごみ問題を考える草津市民会議
社会教育の関係者	永野 貴子	公募市民
社会教育の関係者	武井 美代	公募市民
社会教育の関係者	大東 美樹	公募市民
社会教育の関係者	西村 香織	公募市民
家庭教育の向上に資する活動を行う者	鈴鹿 こずえ	市PTA連絡協議会
学識経験を有する者	横山 幸司	滋賀大学社会連携研究センター教授
学識経験を有する者	岸本 岳文	京都産業大学文化学部教授

任期：平成30年6月29日～平成32年6月28日

○草津市社会教育委員設置条例

昭和37年6月15日

条例第16号

改正 平成12年3月24日条例第1号

改正 平成26年4月1日条例第9号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条の規定により、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者

(定数)

第3条 委員の定数は20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、欠員によって補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長および副委員長)

第5条 委員は互選により委員長および副委員長それぞれ1人を選任する。

2 委員長および副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は会議を主宰する。副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときまたは欠けたとき、これを代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員の設置に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第1号）抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議第30号

草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求ることについて
 次の者を草津市文化財保護条例（昭和53年草津市条例第8号）第53条第1項の規定により、草津市文化財保護審議会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	東 幸代	滋賀県立大学准教授 歴史学
	五十川 伸矢	元京都橘大学教授 考古学
	鎌谷 かおる	立命館大学准教授 環境・景観
	高梨 純次	(公財)秀明文化財団 参事 元滋賀県立近代美術館 学芸課長 美術工芸
	伊達 仁美	京都造形芸術大学教授 民俗学
	富島 義幸	京都大学大学院准教授 建築学
	増渕 徹	京都橘大学教授 史跡整備
その他教育委員会が適当と認めるもの	南 英三	草津市観光物産協会会长 普及啓発、公開活用

委員任期 平成30年7月1日～平成32年6月30日

○草津市文化財保護条例（抄）

昭和53年3月30日条例第8号

改正 平成14年 3月25日条例第17号

平成17年 3月31日条例第 7号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が草津の豊かな歴史文化を享受し、文化的な生活を営むためには、本市に伝えられた文化財の保存および活用が不可欠であることにかんがみ、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、本市の区域内に存する文化財のうち、重要なものについて、その保存および活用のために必要な措置を講じ、もって市民文化および地域文化の向上と発展に資することを目的とする。

第7章 文化財保護審議会

(設置)

第52条 第1条の目的達成のため、法第190条の規定に基づき教育委員会の付属機関として、審議会を置く。

(組織等)

第53条 審議会の委員（以下「委員」という。）は8人以内とし、学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認めるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。
- 4 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 会長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ会長が定めた委員が、その職務を代行する。
- 6 第1項に定めるほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(任務)

第54条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ文化財の保存および活用に関する重要事

項について調査および審議するとともに、当該事項について教育委員会に対して意見を述べることができる。

(会議)

第55条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第56条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

議第31号

草津市歴史文化基本構想の策定について草津市歴史文化基本構想策定委員会に
対し諮詢するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市歴史文化基本構想の策定について草津市歴史文化基本構想策定委員会に対し諮詢するにつき議決を求めるについて

草津市歴史文化基本構想の策定について草津市歴史文化基本構想策定委員会に対し諮詢するにつき、教育委員会の議決を求める。

記

諮詢文 別紙のとおり

(案)

教委教文発第 号
平成30年 6月 日

草津市歴史文化基本構想策定委員会
委員長 様

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市歴史文化基本構想について（諮問）
本市の歴史文化の保存・活用を図るための基本方針となる草津市歴史文化基本構想を
策定するにあたり、貴委員会の意見を賜りたく諮問いたします。

諮問の趣旨

本市ではこれまで、史跡整備や各文化財案内板の設置、各種普及啓発活動、埋蔵文化財発掘調査、ならびに指定文化財の管理など、市域の文化財を保存・継承するための取組を進めてまいりました。

近年、文化財を取り巻く環境は大きく変化しており、国では平成19年度に文化財を総合的に把握し、保存・活用を図るための基本方針となる「歴史文化基本構想」を提言し、文化財を結び付け魅力ある歴史資源としての活用を推進しています。

本市に残るすべての文化財をその周辺環境も含めて総合的に把握し、適切に保存・活用できるため草津市歴史文化基本構想について、貴委員会に諮問するものです。

平成30年6月28日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 定期監査結果の報告について
- (2) 史跡芦浦観音寺跡保存活用計画策定懇話会委員の委託について
- (3) 寄付受け入れ報告について

監発第141号

平成30年6月4日

草津市教育委員会教育長様



草津市監査委員 平井 文雄

草津市監査委員 小野 元嗣

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

記

監査期日	監査対象機関
平成30年4月20日	玉川中学校
	山田小学校
平成30年4月27日	老上小学校
平成30年5月 8日	松原中学校
平成30年5月10日	渋川小学校
平成30年5月16日	笠縫小学校
	草津第二小学校

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
玉川中学校	平成 30 年 4 月 20 日	平成 29 年度	平井 文雄 小野 元嗣

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校あっせん（指定）物品について、業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

3 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されているが、以下の施設等について課題が見られた。

- ① 理科準備室の薬品管理について、薬品庫での適正な管理と薬品管理簿は整備され、薬品管理台帳に基づき管理職による学年末の確認はされているが、学期末ごとの確認がされていない。
- ② 生徒用の駐輪場が一部未整備であり、校舎南館の軒を活用しているが雨天時等では支障が生じている。（3学級分）
- ③ 消防用設備の点検結果において、補給水槽からの配管破損の修繕を指摘されている。

- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

学校が物品などのあっせん（指定）や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして標準服、体操服、体育館靴、アルバム、修学旅行がある。選定に当たって、標準服、体操服、体育館靴は取扱業者等校内選定委員会が開催されておらず、いずれも決裁文書が作成されていない。

教育財産の維持管理ならびに学校斡旋（指定）物品の取扱いについては、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【意見・指摘事項】

(1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

- ① 理科準備室の薬品管理について、薬品管理台帳に基づき管理職が学期末ごとに確認を実施されたい。
- ② 生徒用駐輪場の整備について、教育委員会と協議・調整し対応されたい。
- ③ 消防用設備の点検結果において、補給水槽からの配管破損の修繕を指摘されており、早急に教育委員会と協議・調整し対応されたい。

(2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

学校徴収金等に関する取扱いハンドブック・ガイドライン（平成28年1月草津市教育委員会）に基づき、取扱業者等校内選定委員会の開催と決裁文書による事務処理の徹底を図られたい。

(3) その他

警察への緊急通報装置は、動作確認のため年1回通報訓練を実施されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
山田小学校	平成 30 年 4 月 20 日	平成 29 年度	平井 文雄 小野 元嗣

1. 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校あっせん（指定）物品について、業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2. 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

3. 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されているが、本館 1 階と東館 1 階の渡り廊下に小さな窪みが生じており危険である。

- (2) 学校斡旋（指定）物品の取扱いについて

学校が物品などのあっせん（指定）や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして、制服（標準服）、運動着、帽子、上靴、鞄、アルバム、修学旅行がある。業者選定に当たって、アルバム、修学旅行は校内選定委員会において選定・決定されている。その他については、校内選定委員会が開催されておらず、決裁文書が作成されていない。また、会計処理（他の学校徴収金を含む）に当たって収支にかかる会計調書が作成されていない。

教育財産の維持管理ならびに学校あっせん（指定）物品の取扱いについては、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【意見・指摘事項】

(1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

本館1階と東館1階の渡り廊下に小さな窪みが生じており危険であるので、早急に補修されたい。

(2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

学校徴収金等に関する取扱いハンドブック・ガイドライン（平成28年1月草津市教育委員会）に基づき、取扱業者等校内選定委員会の開催と決裁文書による事務の徹底ならびに、学校徴収金の会計処理（他の学校徴収金を含む）はガイドラインが示す会計調書を作成されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
老上小学校	平成 30 年 4 月 27 日	平成 29 年度	平井 文雄 小野 元嗣

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校あっせん（指定）物品について、業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

3 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、整理整頓が行き届いており概ね良好に維持管理されている。

- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

学校が物品などの指定や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして、運動着、帽子、鞄、新入学児童の学用品、アルバム、修学旅行がある。業者選定に当たって、運動着、帽子、鞄は平成 28 年度の学校分離に伴い、前年度において職員、保護者で構成する選定委員会において審査され選定されているものを継続しているが、平成 29 年度の決裁文書が作成されていない。また、新入学児童の学用品については業者が学校で物品販売をしているが、学校あっせん物品という認識がない。アルバムは、保護者代表や職員による選定委員会で選定し、修学旅行については、職員で構成する選定委員会で選定しているが、卒業積立会計（アルバム、修学旅行）では、会計調書に管理職の確認がされていない。

教育財産の維持管理ならびに学校あっせん（指定）物品の取扱いについては、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
特になし
- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて
新入学児童の学用品を含む学校斡旋（指定）物品について、学校徴収金等に関する取扱いハンドブック・ガイドライン（平成28年1月草津市教育委員会）に基づき、取扱業者等校内選定委員会の開催と決裁文書による事務の徹底ならびに、会計処理はガイドラインが示す会計調書を作成されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
松原中学校	平成 30 年 5 月 8 日	平成 29 年度	平井 文雄 小野 元嗣

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校あっせん（指定）物品について、業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

3 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されているが、校舎棟や体育館では雨漏りが発生している。特に、体育館の雨漏りはアリーナが濡れる状態となり、部活動等を行う生徒の安全性が危惧される。

- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

学校が物品などの指定や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして、女子制服、体操服、体育館シューズ、アルバム、修学旅行がある。業者選定に当たって、取扱業者等校内選定委員会事務取扱要領を定め、アルバム、修学旅行は校内選定委員会において審査し、業者決定と契約書作成は決裁文書による事務処理がされている。女子制服、体操服、体育館シューズは学校が業者の販売を仲介しているが、校内選定委員会の開催と決裁文書による業者選定はされていない。

教育財産の維持管理ならびに学校あっせん（指定）物品の取扱いについては、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

体育館の雨漏りはアリーナが濡れる状態となり、部活動等を行う生徒の安全性が危惧されるため、早急に原因の究明と対策工事等が実施されるよう、教育委員会と協議・調整されたい。

- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

女子制服、体操服、体育館シューズは、定期的に複数の業者から見積書を徴取し、校内選定委員会に諮るとともに、決裁文書による事務処理の徹底を図られたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
渋川小学校	平成 30 年 5 月 10 日	平成 29 年度	平井 文雄 小野 元嗣

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校あっせん（指定）物品について、業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

3 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されている。

- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

学校が物品などの指定や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして、標準服（制服、運動着、帽子）、アルバム、修学旅行がある。

業者選定に当たって、取扱業者等校内選定委員会事務取扱要領を定め、アルバム、修学旅行は校内選定委員会において審査し業者決定等がされているが、アルバムは決裁文書による事務処理がされていない。標準服（制服、運動着、帽子）はPTAで構成する標準服委員会で決定されているが、校内選定委員会に諮られていない。

教育財産の維持管理ならびに学校あっせん（指定）物品の取扱いについては、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【意見・指摘事項】

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
特になし
- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて
決裁文書による事務処理の徹底とともに、標準服（制服、運動着、帽子）は PTA で構成する標準服委員会で決定されているが、定期的に複数の業者から見積書を徴取されるよう指導し、校内選定委員会にも諮られたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
笠縫小学校	平成 30 年 5 月 16 日	平成 29 年度	平井 文雄 小野 元嗣

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校あっせん（指定）物品について、業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

3 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されているが、以下について課題が見られた。

- ① 体育館倉庫の鍵が施錠されていなかった。
- ② 運動場への児童の移動について、常に校舎敷地に隣接する市道を横断する必要がある中、近年の通行車両の増加や、通用門を設けたことによる死角の発生などの要因により、安全に横断するには細心の注意が必要となっている。また、平成 28 年度にパトランプが設置されているが、昼間のパトランプの発光は通行車両から分かりにくく、注意喚起につながっているか疑問である。

- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

学校が物品などの指定や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして、運動着、体操帽子、帽章、鞄、アルバム、修学旅行がある。業者選定に当たって、運動着、体操帽子、帽章、鞄は従前からの取扱い業者を保護者に知らせているが、いずれも決裁文書が作成されていない。アルバム、修学旅行については、職員で構成する選定委員会で選定されている。

教育財産の維持管理ならびに学校あっせん（指定）物品の取扱いについては、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【意見・指摘事項】

(1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

- ① 体育館倉庫の鍵は、教職員が無人となる時は必ず施錠されたい。
- ② 運動場への児童の移動にかかる安全対策について、横断旗の活用など更なる対策を講じられたい。また、道路の改善策（路面表示やマウンドを設けることなど）も考えられるが、教育委員会や地元関係者等と協議・調整し取り組まれたい。

(2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

学校徴収金等に関する取扱いハンドブック・ガイドライン（平成28年1月草津市教育委員会）に基づき、取扱業者等校内選定委員会の開催ならびに、運動着、体操帽子、帽章、鞄は、決裁文書による事務処理を徹底されたい。

(3) その他

警察への緊急通報装置は、動作確認のため年1回通報訓練を実施されたい。

定期監査(施設)結果報告書

監査対象機関	監査実施日	対象年度	監査委員
草津第二小学校	平成 30 年 5 月 16 日	平成 29 年度	平井 文雄 小野 元嗣

1 監査の主眼

教育財産（学校施設や設備等）の適切な維持管理がされているか、学校あっせん（指定）物品について、業者選定に当たって競争性の確保や適正な契約（事務の執行）がされているかを中心に実施した。

2 監査対象とした事項

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について
- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

3 監査の結果

- (1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

各施設とも、概ね良好に維持管理されているが、水道管、排水管の老朽化による障害が各所で生じている。また、運動場の芝生や、学校敷地内に生育している樹木の管理に苦慮されている。

- (2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

学校が物品などの指定や業者を選定し、選定された業者から保護者等が物品などを購入するものとして、制服、運動着、帽子、アルバム、修学旅行がある。業者選定に当たって、制服、運動着、帽子は PTA で構成する標準服委員会で決定されており、取扱い業者を保護者に知らせているが、いずれも決裁文書が作成されていない。アルバム、修学旅行については、職員で構成する選定委員会で選定されているが、徴収金の残高確認が定期的に出来ていなかった。

教育財産の維持管理ならびに学校あっせん（指定）物品の取扱いについては、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので対応されたい。

その他、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【意見・指摘事項】

(1) 教育財産（校舎・運動場・屋外施設等）の維持管理について

水道管、排水管の老朽化対策ならびに、運動場の芝生や学校敷地内に生育している樹木の管理は、教育委員会や地元関係者と協議・調整し対応されたい。

(2) 学校あっせん（指定）物品の取扱いについて

学校徴収金等に関する取扱いハンドブック・ガイドライン（平成28年1月草津市教育委員会）に基づき、取扱業者等校内選定委員会の開催ならびに、制服、運動着、帽子は、決裁文書による事務処理を徹底されたい。また、アルバム、修学旅行の徴収金の残高確認は管理職が定期的に実施されたい。

(3) その他

警察への緊急通報装置は、動作確認のため年1回通報訓練を実施されたい。

史跡芦浦観音寺跡保存活用計画策定懇話会委託者一覧

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	青柳 憲昌	立命館大学理工学部 建築都市デザイン学科准教授
	有坂 道子	京都橘大学文学部歴史遺産学科教授
	井上 一稔	同志社大学文学部文化史学科教授
	杉本 宏	京都造形芸術大学芸術学部 歴史遺産学科教授
団体代表	北川 義洋	草津市観光物産協会副会長
	安井 正一	人と地域が輝く常盤協議会会长
所有者	西川 浄海	観音寺代表役員

任期 平成30年6月14日から答申日まで

史跡芦浦観音寺跡保存活用計画策定懇話会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡芦浦観音寺跡保存活用計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、史跡芦浦観音寺跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定に当たり、意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員7人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体から選出された者
- (3) 史跡芦浦観音寺跡所有者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

2 座長および副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、懇話会の進行を行う。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴取することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月14日から施行する

(この要綱の失効)

2 この要綱は、保存活用計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付年月日	受納場所
折りたたみ椅子	306		330,480	草津市追分七丁目6番1号 高穂中学校3年生PTA 学年部長	H30年 3月13日	高穂中学校
小計			330,480			
2段蒸し器	1		12,000	草津市山田町188番地	H30年	草津中学校
大鍋	1		10,000	仲野 磨由美	6月20日	
大鍋	1		11,000			
まほうびん	1		8,000			
小計			41,000			
アウトドアタイマー	6		1,000,000	草津市大路一丁目1番1号 エルティ932 2F 株式会社ライフコーポレーション	H30年 6月22日	市内6中学校
小計			1,000,000			
合計			1,371,480			